

令和3年12月10日	参考資料1-1
第7回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健 の推進に関する専門委員会設置要綱

平成28年12月16日
令和3年11月22日 一部改正
厚生科学審議会
地域保健健康増進栄養部会了承

1. 目 的

歯科口腔保健の推進に関する法律が平成23年8月2日成立し、同月10日に公布、施行された。

平成24年7月23日には、同法に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）が策定された。基本的事項においては、策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、策定後10年を目途に最終評価を行い、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させることとされている。

歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、「基本的事項」の進捗を確認し、着実に推進するとともに、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定に向けた検討を行うことを目的として、地域保健健康増進栄養部会に「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1) 「基本的事項」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項
- (2) 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定に関する事項
- (3) その他「基本的事項」に策定された目標達成のための歯科口腔保健の推進に関する事項

3. 構 成

- (1) 専門委員会の委員は公衆衛生学や歯科保健に関する研究者、行政関係者等から構成するとし、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (2) 委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定）第3条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故があるときは、専門委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を行う。

4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室において総括し、及び処理する。

(別紙)

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 委員名簿

令和3年11月22日時点

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
おかもと りえ 岡本 理恵	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課長
おがた よりまさ 小方 頼昌	特定非営利活動法人日本歯周病学会 理事長
こまつばら ゆうすけ 小松原 祐介	健康保険組合連合会組合サポート部長 (保健担当)
しばた とみこ 芝田 登美子	三重県医療保健部鈴鹿保健所 所長
はとり ゆたか 羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
○ふくだ ひでき ○福田 英輝	国立保健医療科学院総括研究官
まき けんじ 牧 憲司	公益社団法人日本小児歯科学会 理事長
みうら ひろこ 三浦 宏子	北海道医療大学歯学部保健衛生学分野 教授
みなくち しゅんすけ 水口 俊介	一般社団法人日本老年歯科医学会 理事長
もりた まなぶ 森田 学	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科予防歯科学分野 教授
やました よしひさ 山下 喜久	一般社団法人日本口腔衛生学会 副理事長
やまもと ひでき 山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
よしだ なおみ 吉田 直美	公益社団法人日本歯科衛生士会 会長

○：委員長